

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年5月26日（木）

午前9時15分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第5号

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

報告第6号

さいたま市教職員の人事について

[非公開案件]

3 議 事

議案第25号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第26号

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の委嘱及び任命について

[非公開案件]

議案第27号

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の任命について

[非公開案件]

議案第28号

さいたま市図書館協議会委員の任命について

[非公開案件]

4 閉 会

報告第5号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和4年5月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和4年5月10日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別 紙

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		97,153,671	1,055,702	98,209,373
	1 教育総務費	11,253,018	5,059	11,258,077
	2 小学校費	42,889,347	564,370	43,453,717
	3 中学校費	23,245,401	367,085	23,612,486
	4 高等学校費	3,144,680	47,726	3,192,406
	6 社会教育費	9,028,490	63,245	9,091,735
	8 特別支援学校費	1,213,748	8,217	1,221,965
歳出合計		97,153,671	1,055,702	98,209,373

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	97,153,671	1,055,702	98,209,373	0	1,055,702	
1 教育総務費	11,253,018	5,059	11,258,077	0	5,059	
4 教育研究所費	2,884,422	5,059	2,889,481	0	5,059	1 教育研究所管理運営事業 5,059
2 小学校費	42,889,347	564,370	43,453,717	0	564,370	
2 学校管理費	3,639,255	564,370	4,203,625	0	564,370	1 小学校管理運営事業 (教育財務課) 564,370
3 中学校費	23,245,401	367,085	23,612,486	0	367,085	
2 学校管理費	2,313,433	367,085	2,680,518	0	367,085	1 中学校管理運営事業 (教育財務課) 367,085
4 高等学校費	3,144,680	47,726	3,192,406	0	47,726	
2 学校管理費	528,572	47,726	576,298	0	47,726	1 高等学校管理運営事業 47,726
6 社会教育費	9,028,490	63,245	9,091,735	0	63,245	
2 公民館費	2,750,599	60,615	2,811,214	0	60,615	1 地区公民館管理運営事業 57,317 2 生涯学習総合センター管理 運営事業 3,298
7 宇宙科学館費	502,369	2,630	504,999	0	2,630	1 青少年宇宙科学館管理運営 事業 2,630
8 特別支援学校費	1,213,748	8,217	1,221,965	0	8,217	
2 学校管理費	193,167	8,217	201,384	0	8,217	1 特別支援学校管理運営事業 (教育財務課) 8,217
歳 出 合 計	97,153,671	1,055,702	98,209,373	0	1,055,702	

提案理由

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費の支払いに要する経費について、市長に申出するものです。

令和4年度6月補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教育研究所管理運営事業		補正額	5,059
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育研究所	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/4目 教育研究所費	予算書 P. 65	- 一般財源 5,059
<事業の目的・内容> 「未来を拓くさいたま教育」を推進するため、全国及び市の学習状況調査等を基にした調査研究を充実させるとともに、キャリアステージに応じ、児童生徒が主体的・協働的に生き生きと学ぶ授業づくりなどを重視した教職員研修を実施します。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い、不足する光熱水費について、補正を行うものです。		補正前予算額	54,091
<主な事業> 1 光熱水費の支払 5,059 [参考] 施設の光熱水費（電気）を支払います。 事業スケジュール ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校管理運営事業（教育財務課）		補正額	564,370
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 65	- 一般財源 564,370
<事業の目的・内容> 市立小学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。		補正前予算額	2,353,355
<主な事業> 1 光熱水費の支払 564,370 [参考] 市立小学校の光熱水費（電気・ガス）を支払います。 事業スケジュール （対象施設 104校） ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校管理運営事業 (教育財務課)		補正額	367,085
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 67	- 一般財源 367,085
<事業の目的・内容> 市立中学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。		補正前予算額 1,369,967	
<主な事業> 1 光熱水費の支払 367,085 [参考] 市立中学校の光熱水費 (電気・ガス) を支払います。 事業スケジュール (対象施設 57校) ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校管理運営事業		補正額	47,726
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 67	- 一般財源 47,726
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の管理運営に要する消耗品費、光熱水費、通信運搬費、非常勤講師に係る報酬等の経費を支払います。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。		補正前予算額 366,726	
<主な事業> 1 光熱水費の支払い 47,726 [参考] 市立高等学校の光熱水費 (電気) を支払います。 事業スケジュール (対象施設 3校) ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 地区公民館管理運営事業		補正額	57,317
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習総合センター	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/2目 公民館費	予算書P. 67	- 一般財源 57,317
<事業の目的・内容> 拠点公民館（10館）及び地区公民館（49館）の施設の維持管理及び運営を行うとともに、拠点公民館・地区公民館事業方策に基づき、市民のニーズ等に対応した事業を推進します。			補正前予算額 510,865
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 光熱水費の支払 57,317 [参考] 拠点公民館及び地区公民館の光熱水費（電気・ガス）を支払います。 事業スケジュール （対象施設 51館） ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生涯学習総合センター管理運営事業		補正額	3,298
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習総合センター	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/2目 公民館費	予算書P. 67	- 一般財源 3,298
<事業の目的・内容> シーノ大宮センタープラザ内にある生涯学習総合センターの維持管理及び運営を行うとともに、生涯学習総合センター事業方策に基づき、市民のニーズ等に対応した事業を推進します。			補正前予算額 194,498
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 光熱水費の支払 3,298 [参考] 施設の光熱水費（ガス）を支払います。 事業スケジュール ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 青少年宇宙科学館管理運営事業		補正額	2,630
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/7目 宇宙科学館費	予算書P. 67	- 一般財源 2,630
<事業の目的・内容> 「宇宙のまち さいたま」として、宇宙時代をたくましく生き、未来を創造する人材の育成を目指して策定された「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトに基づき、プラネタリウム投影事業、展示事業、普及事業等を実施します。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。			補正前予算額 189,747
<主な事業> 1 光熱水費の支払 2,630 [参考] 施設の光熱水費（ガス）を支払います。 事業スケジュール ・令和4年度中 光熱水費の支払			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（教育財務課）		補正額	8,217
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費	予算書P. 67	- 一般財源 8,217
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。			
<補正の目的・内容> 原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について、補正を行うものです。			補正前予算額 51,870
<主な事業> 1 光熱水費の支払 8,217 [参考] 市立特別支援学校の光熱水費（電気・ガス）を支払います。 事業スケジュール （対象施設 2校） ・令和4年度中 光熱水費の支払			

議案第25号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定する。

令和4年5月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休暇) 第10条 [略] 2～7 [略] 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書を添えなければならない。 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第23号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書を添えなければならない。 10～12 [略]	(休暇) 第10条 [略] 2～7 [略] 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第20号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書を添えなければならない。 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書を添えなければならない。 10～12 [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の改正に伴い、さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を制定するものです。
なお、施行期日は公布の日です。